

球磨川治水対策協議会

第4回 整備局長・知事・市町村長会議

第9回協議会の説明内容に関する意見照会  
(事務局からの依頼文及び市町村からの回答原文)

令和元年11月13日

国土交通省 九州地方整備局

熊 本 県

令和元年7月4日

様

球磨川治水対策協議会

第9回球磨川治水対策協議会の説明内容について（意見照会）

拝啓 時下ますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、先般開催した第9回球磨川治水対策協議会へのご出席ならびに審議ありがとうございました。協議会の場においても複数の意見をいただいたところですが、提示した検討結果の内容は多いため、持ち帰った上での意見提出をお願いしたところではあります。

つきましては、第9回球磨川治水対策協議会の説明(検討結果)について、意見を賜りたいので、下記によりご回答いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 提出期限 令和元年7月31日（水）
  2. 提出様式 様式自由とし、書面にて回答願います。
  3. 意見対象
    - ① 複数の治水対策の組み合わせ案の立案について  
（第9回協議会 説明資料－2～4の内容）
    - ② 複数の治水対策の組み合わせ案の課題整理の軸ごとの評価（案）について  
（説明資料－5）
    - ③ その他
  4. 提出先  
国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 調査課長 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]
- ※できるだけ電子データによる提出をお願いします。
5. その他
    - ・ 意見無しの場合もご回答くださるようお願いいたします。
    - ・ ご提出いただいたご意見については協議会及び局長・知事・市町村長会議で公開させて頂く予定です。

《問い合わせ先》球磨川治水対策協議会 事務局
国土交通省 九州地方整備局 河川部
河川計画課長 [REDACTED]
建設専門官 [REDACTED]
[REDACTED]
熊本県 土木部 河川港湾局
河川課長 [REDACTED]
[REDACTED]
企画振興部 地域・文化振興局
川辺川ダム総合対策課長 [REDACTED]
[REDACTED]

【球磨川治水対策協議会】8/30 第4回整備局長・知事・市町村長会議

〇八代市としての意見

	ルート1	ルート4
<b>防災面</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八代市は下流部に位置するため、本市の上流側で放流する放水路案は、下流への影響が大きくなり、流域内での降雨の状況によっては、説明資料-3、35頁の「既往洪水による放水路下流側における水位変動の比較（ルート1案）」以上に、水位のピークが高くなる等の可能性があると考えられるため、本市の上流部で放流する放水路案（ルート1）は避けていただきたい。</li> <li>・放流時の放流先への周知など、市民の安全を確実に確保するための対策が施される必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八代海に放流した場合、満潮時と降水のピークが重なることで、放流部分付近の浸水が危惧されることから、海岸堤防の強化等の対策が必要である。</li> <li>・放水路及び放流部分付近への土砂堆積による放水路以外への溢れが懸念される。</li> <li>・放流時の放流先への周知など、市民の安全を確実に確保するための対策が施される必要がある。</li> </ul>
<b>環境面</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他案同様、法または県条例に基づき環境影響評価（環境アセスメント）の対象事業に該当するのではないかと考える。また、事業を実施する際には、環境影響評価計画段階環境配慮書の手続きが必要になることを踏まえ、環境影響の回避・低減を図る観点も必要と考える。</li> <li>・工事施工の際には、トンネル掘削及び土砂の運搬に伴う粉じんや騒音・振動、地下水の枯渇、地盤沈下などのほか、濁水の放流に伴う河川又は海域への影響が懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他案同様、法または県条例に基づき環境影響評価（環境アセスメント）の対象事業に該当するのではないかと考える。また、事業を実施する際には、環境影響評価計画段階環境配慮書の手続きが必要になることを踏まえ、環境影響の回避・低減を図る観点も必要と考える。</li> <li>・工事施工の際には、トンネル掘削及び土砂の運搬に伴う粉じんや騒音・振動、地下水の枯渇、地盤沈下などのほか、濁水の放流に伴う河川又は海域への影響が懸念される。ルート4は、直接、八代海に放流させることから、干潟をはじめとする海域環境への影響が他案に比べ広域に及ぶことを危惧する。</li> </ul>
<b>産業面</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・球磨川から工業用水を取水している市内企業の中には、近年、ゲリラ豪雨に伴う球磨川の濁度上昇により、規制基準（排水）の順守及び製品の品質保持のため、減産又は生産設備の停止を余儀なくされるなど、事業活動に大きな影響が出ている企業もある。</li> <li>・水位の到達時間の早まりや濁水量の急激な増加により、工業用水を取水している企業への影響が考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八代海への放流先によっては、干潟の泥化や淡水化が懸念され、アサリなどの生息環境の悪化や、海水の透明度低下、鮎等への影響が懸念される。</li> <li>・流木等による小型定置網（漁具）への影響や、航路への土砂の流入（埋そく）なども懸念される。</li> </ul>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放水路案については、利害関係者や関係団体、地域住民など、関係者が多岐にわたることから、十分な説明及び合意形成が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放水路案については、利害関係者や関係団体、地域住民など、関係者が多岐にわたることから、十分な説明及び合意形成が必要。</li> </ul>

令和元年 7 月 31 日

球磨川治水対策協議会  
ご担当者様

芦北町  
(企画財政課)

第 9 回球磨川治水対策協議会の説明内容について (回答)  
令和元年 7 月 4 日付けで照会のありましたこのことについては、下  
記のとおりです。

記

芦北町 : 意見なし

<問合せ先>

芦北町企画財政課企画統計係

[Redacted]  
[Redacted]

球磨川治水対策協議会第9回会議についての意見

本村に関係あるもののみについて

- 1 河道掘削等・・・これまでの意見のとおり
- 2 「おおむねの工期」では、「予算制約はない」とあるが、予算が青天井につくはずはないと思われる。現実に確保可能な予算額と予算状況を踏まえた現実的な工期を示していただかないと判断を誤ることが予想される。

以上です。

## 1 河道掘削等・・・これまでの意見のとおり



H27. 11. 9 第3回「球磨川治水対策協議会」議事録より

球磨村副村長)

私からはお願いでございますけれども、球磨村は安全度が特に低いということでございますので、治水安全度を上げるための対策は早急に進めていただきたいと思います。これは大前提でございますけれども、先ほど掘削の話が出ました。このことについてお願いをしておきたいと思っております。中流部の球磨村付近が挙がっております。この辺りは大きな岩が河岸にございまして、瀬や淵が連続する区間でもございます。球磨川を代表する瀬であります球磨川五大瀬や、槍倒しの瀬などもございます。日本三大急流で知られる球磨川の歴史的、文化的重要な意味を持つ区間と思っております。この区間で大規模な掘削を行うということになりますと、これらの瀬や淵が壊れてしまうのではないかと危惧もいたしております。

今後、別の対策案も検討された上で、組み合わせを考えていくことになるということでございますが、歴史的、文化的、環境的にも優れた地区でございますので、是非現在の環境をあまり変えないような対策でお願いしたいと思っております。

第9回球磨川治水対策協議会 意見照会に関する回答

(人吉市)

市の中心部の大規模な移転を伴う引堤案については、その交渉等にかかる年数について長期にわたることが危惧されることから、地域の理解が得難いものと思料する。

堤防嵩上げ案についても同様である。

また、組み合わせ案について、人吉地区では、中心対策案、補完対策案ともに相当な年数がかかることが懸念されるが、本市としては、早期に実現可能な対策を期待する。

令和元年7月24日

球磨川治水対策協議会事務局 様

錦町

第9回球磨川治水対策協議会の説明内容について  
令和元年7月4日付で意見照会のあったことについて、下記のとおり回答します。

## 記

## 1 組み合わせ案について

複数の案が、昭和40年7月洪水と同規模の洪水を安全に流すことができるとして示されたが、資料5の実現性（⑧土地所有者等の協力の見通し）を見たとき、組み合わせ案⑩（放水路（ルート4））が、移転戸数・用地買収が最も少ないため最良の案と考える。

放水路案については、技術的な面で不安というような説明があったものの、放水路のルート上にある山間部については、高速道路として数多くのトンネルが設けられており、その実績からして、素人考えであるが実現できるのではないか。

なお、上記組み合わせ案⑩にある上流部の河道掘削については、早期の施工を望む。

以上



令和元年7月24日

球磨川治水対策協議会 様

あさぎり町 総務課長

第9回球磨川治水対策協議会における意見について（回答）

先般開催されました第9回球磨川治水対策協議会で提示された検討結果に対する意見について、下記のとおり回答します。

記

- ・遊水地案は優良農地が失われることになり、農家の理解や農業振興への影響を危惧する。
- ・河道掘削により洪水時の水位が低下することは内水における洪水対策になり、併せて樹木伐採を実施することで更なる水位の低下と周辺環境の改善が望める。

令和元年7月31日

球磨川治水対策協議会 様

多良木町 副町長

第9回球磨川治水対策協議会の説明内容について  
(回答)

令和元年7月4日付で意見照会がありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- ① 複数の治水対策の組み合わせ案の立案について  
特に意見なし
  
- ② 複数の治水対策の組み合わせ案の課題整理の軸ごとの評価（案）について  
(遊水地案について)
  - ・ 樹木伐採も含めて河道掘削を進めていただくことは、牛島地区をはじめ水面より低い場所にある土地が多くあり、有難いことである。
  
- ③ その他  
この問題に関しては、遊水地案とダム再開案を除くと、当町より下流または川辺川筋において対策の影響が大きいと思うので、下流域の市町村長の意見をきいていただいて検討を進めていただきたい。

以上

◎市房ダムの再開発に関して

市房ダムの再開発に関しては、平成28年2月2日開催の球磨川治水対策協議会第1回整備局長・知事・市町村長会議において、中嶽村長から意見を申し上げ、平成28年12月26日開催の球磨川治水対策協議会においても、当時の総務課長から意見を申し上げているところですが、再開発で約20mの嵩上げをすることにより、約91haが水没することになり、50戸の家屋が移転を余儀なくされる。加えて、道路の付け替えも約16km必要となり、本村のシンボルである桜も水没することになる。

また、村議会においても、平成21年に「市房ダム再開発に関する決議」として、県へ意志を伝えている。

以上のようなことを踏まえると、村民の理解は到底得られないと考えている。

相総第527号  
令和元年7月22日

球磨川治水対策協議会 御中

相良村総務課長

第9回球磨川治水対策協議会の説明内容について（回答）  
令和元年7月4日付けで意見照会がありました、このことについて、下記のとおり回答します。

記

①複数の治水対策の組み合わせ案の立案について

- ・組み合わせ案の内容については理解した。

②複数の治水組み合わせ案の課題整理の軸ごとの評価（案）について

- ・組み合わせの内容については理解した。

③その他

- ・これまでもお伝えしているが、川辺川の左右岸にある住宅や優良農地を守るための治水対策の検討であり、組み合わせ案であっても、その殆どが移転するような内容であれば、関係者の理解は得られないと考える。
- ・放水路（ルート1）又は（ルート4）であれば、引堤や嵩上げで発生する住宅や優良農地の移転が不要であること、また洪水調節機能が効果的で実現可能な方策と考える。

令和元年7月25日

球磨川治水対策協議会 様

五木村ふるさと振興課長

第9回球磨川治水対策協議会の説明内容について（回答）

令和元年7月4日付で照会のありましたこのことについて、別紙のとおり回答  
します。

〒868 0201

熊本県球磨郡五木村甲 2672-7

五木村役場 ふるさと振興課

課 長

## 1. 対策案（放水路）について

川辺川上流部からの放水路案（ルート1及びルート4）は次の事から実現や効果に疑問があります。

1) 放水路は完成しなければ、その効果の全てが発現されない対策であり、完成まで相当の期間と多額の投資が必要で、その間、洪水災害等が発生した場合、別途対策が必要となる。

2) 川辺川上流部に呑口部（流入口）を設置する場合、その対策が十分可能なのか疑問である。

その理由は、

①河床の変動が激しいこと。

②河川への土石の流入が激しく、呑口部及び放水路内の適正な管理が可能か。  
(堆砂や放流部での大量の土石排出)

③呑口部の安定化のため堰等の構造物設置が可能か。

放水路案については、技術的検討や費用対効果から相当の議論が必要であり、安全度が低い球磨川では早期の対策が求められている中、現実的な対策となり得ない。

## 2. 全体的な対策について

基本的な対策として、流下能力を上げるか、流入量を抑制するか、または、洪水被害が想定される区域を河川敷となすのかであり、流下能力の向上は出口（下流域）から実施すべきであります。

よって、当面取るべき対策は河積断面を広げ、上流部、支川からの土石流入を防ぐ対策が必要と考えます。遊水地案については過去の経緯から実現不可能と思われま

令和元年9月30日

球磨川治水対策協議会  
構成員各位

球磨川治水対策協議会 事務局

第9回球磨川治水対策協議会の説明内容に係る意見の提出期限の延長について

拝啓 時下ますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より球磨川治水対策協議会の円滑な運営および審議にご協力を賜り誠にありがとうございます。8月30日に予定しておりました「第4回整備局長・知事・市町村長会議」につきましては、九州管内で甚大な災害が発生したことから延期とさせて頂き、早期開催に向けて日程調整を行っているところでございます。

さて、同会議が延期されたことを踏まえ、意見の追加提出は可能かと構成市町村から照会がございました。

つきましては、意見提出の期限を10月中旬まで延ばすことといたしますので、追加提出がある場合は18日を目処にご提出ください。提出様式や提出先等の変更はございません。提出された場合には着信確認の連絡をお願いいたします。(追加提出が無い場合のご連絡は不要です)

敬具

<問い合わせ先> 球磨川治水対策協議会 事務局  
国土交通省 九州地方整備局 河川部  
河川計画課長 [REDACTED]  
建設専門官 [REDACTED]  
[REDACTED]  
熊本県 土木部 河川港湾局  
河川課長 [REDACTED]  
[REDACTED]  
企画振興部 地域・文化振興局  
川辺川ダム総合対策課長 [REDACTED]  
[REDACTED]

令和元年 10 月 18 日

国土交通省九州地方整備局河川部  
球磨川治水対策協議会 様  
熊本県土木部河川港湾局河川課  
球磨川治水対策協議会 様

球磨村長 柳詰 正治

第 9 回球磨川治水対策協議会の説明内容に係る意見書の提出について

このことにつきまして、別紙のとおり提出いたします。



国土交通省、熊本県の皆様には、球磨川流域の安全、安心のために、鋭意ご尽力を賜り、心から感謝を申し上げます。

川辺川ダム計画につきましては、熊本県知事のダム白紙撤回の表明から、11年が経ちました。その間「ダムによらない治水を検討する場」が設置され、6年にわたり12回の協議が重ねられたものの、全ての代替治水対策を実施しても、球磨川、中流・下流の人吉市、球磨村、芦北町、八代市の治水安全度は、全国の国管理河川の目標より、とても低い水準に留まり、抜本的な治水対策を見出すことが出来ませんでした。

そこで当面の目標として、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水と、同規模の洪水を安全に流下させる「中期的に必要な治水安全度」を達成するために、新たに「球磨川治水対策協議会」が設置されたところでございます。

そして、平成27年3月から協議が進められておりますが、第4回の整備局長・知事・市町村長会議につきましても、前年度内に開催されるべきものであります。球磨川の治水安全度は特に低い状況でありますので、治水安全度を上げるための対策について、スピード感をもった、一層の取り組みの促進をお願いしてきましたが、スピード感が感じられません。国・県として、今後、どのような進め方まとめ方を考えておられるのでしょうか。

この度の10案に対する市町村の意見の違いも大きすぎるようです。相当の時間も要しており、「ダムによらない治水」の検討は最大限に追求されたものと思います。住民の安全に責任を負い、首長として、全国的に見て、妥当な水準の治水安全度として設けた、協議会の目標を実現する抜本的な治水対策でなければ受け入れることはできません。

以上、よろしく願いいたします。

国土交通省 様

熊 本 県 様

山江村長 内山 慶治

国土交通省及び熊本県におかれましては、日頃より球磨川流域の治水安全の確保のためにいろいろとご支援を賜り衷心より感謝申し上げます。

さて、10月に上陸した台風19号の広範囲に及ぶ猛威には今更ながら大変驚きました。亡くなられた方々へのお悔やみと被災された方々が一日も早く日常の生活に戻られますよう心からお祈りいたします。

もし、台風19号が発生当初の進路を取り九州の近郊を通過していたら、治水安全度が低い人吉球磨地域は、これまでに無い大災害が被っていたと想像しますし、我々行政も想定外のあるゆる大型災害に対しハード・ソフト両面からの危機管理としての対策が急がされています。

そこで、球磨郡町村会長の意見として国及び県に見解をお尋ねします。

1. 意見の相違が大きい10案をどのように結論づけていかれるのか？
2. 流域12市町村の間でも議論を深めていく必要があると考えるがいか  
か？
3. 10案がもしとまらない場合、ソフト対策を中心に災害に対応しな  
ければいけないのか？

以上よろしく申し上げます。